

令和3年3月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

各宛て

神戸市会議長 壬 生 潤

性犯罪に関する刑法規定の見直し等を求める意見書

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を深く傷つけ、心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪であり、これまでの刑法の規定では不十分であるとの声の高まりを受けて、平成29年6月の刑法改正において性犯罪に関する規定の見直しが行われました。この結果、強姦罪の構成要件の見直しに伴う強制性交等罪への罪名変更、強制わいせつ罪等の非親告罪化、法定刑の下限の引上げ、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設等の改正が行われました。

平成29年の同法改正に当たり、衆参両院が採択した附帯決議では、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするという改正の趣旨を踏まえた対応について、政府及び最高裁判所に格段の配慮を求めています。また、同法の改正法附則第9条において、施行後3年を目途として施策の在り方について検討を加え、必要と認めるときは所要の措置を講ずることとしたことを踏まえ、令和2年6月には、法務大臣の指示に基づき、被害者心理・被害者支援等関係者、刑事法研究者、実務家を構成員とする性犯罪に関する刑事法検討会が設けられ、法改正の要否・当否について議論が行われています。

よって、国におかれては、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

1. 性犯罪に関する刑事法の検討に際しては，強制わいせつ罪等における暴行・脅迫の要件の見直し，性交同意年齢の引上げ，地位関係性を利用した性犯罪の規定の創設などについて再検討を行い，性被害当事者の実態に即した法改正に取り組むこと。

2. 子供や障害者などが被害者等となった場合の司法面接制度について，関連法への位置付けなどを検討すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。